

## Clip!

### 国民年金の保険料免除制度があります

問合せ：日本年金機構大月年金事務所 ☎(22) 5837  
市民生活課年金・医療担当

納付額(月額)	年金額	免除となる所得の目安
全額免除	0円	1/2 (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
4分の1納付	3,760円	5/8 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額納付	7,510円	6/8 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4分の3納付	11,270円	7/8 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

保険料免除制度は、所得に応じて4段階あり、全額免除は、保険料の全額を免除します。

一部納付(一部免除)制度は3種類あり、保険料の一部を納付し、残りの保険料は免除されます。

免除制度を利用するには、本人、配偶者、世帯主の前年度所得が一定基準額以下であることが条件となります。

それぞれの納付額と年金額の計算、免除となる所得の目安は左表のとおりです。



また、このほかに「若年者納付猶予制度」や「学生納付特例制度」などがあります。

◎今月は、平成22年7月から平成23年6月までの分を申請できる最終月となります。

◎一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

## Clip!

### 後期高齢者医療保険についてのお知らせ

問合せ：市民生活課  
年金・医療担当

#### ■所得区分について

自己負担割合	所得区分	対象要件
3割	現役並み所得者※	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度に加入している被保険者がいる方
	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の方
1割	低所得者Ⅱ	属する世帯の世帯員全員が住民税非課税である方
	低所得者Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税で、各収入などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯の方

#### ※現役並み所得者の判定基準

同一世帯に属する被保険者の所得及び収入により判定します。次の場合は、申請により「一般(1割)」の区分になります。

- 同一世帯の後期高齢者医療制度の加入者が2人以上で、加入者全員の収入の合計金額が520万円未満の場合。
- 後期高齢者医療制度の加入者が1人で、収入の合計金額が383万円未満の場合。
- 世帯で後期高齢者医療制度に加入している被保険者が1人であり現役並み所得者の場合で、同一世帯内に70歳～74歳の方がお住まいであり、70歳以上の方の収入の合計額が520万円未満の場合。

■後期高齢者医療被保険者証について

有効期限が平成24年7月31日の後期高齢者医療被保険者証が交付されます。被保険者のお手元には7月下旬に簡易書留で郵送されます。新しい被保険者証は、お手元に届きました日から使えます。

平成22年度までの後期高齢者医療保険料を完納されていない方については、有効期限が短いものとなる場合がありますので、ご了承ください。

現在お使いの被保険者証については、個人情報記載をされていますので、廃棄するなどして廃棄していただきますようお願いいたします。新しい後期高齢者医療被保険者証は薄紫となります。

#### ■限度額適用・標準負担額減額認定証について

限度額適用・標準負担額減額認定証につきましては平成23年8月1日より新しいものとなります。こちらの証の色は変更ありませんが、有効期限が平成24年7月31日までのものとなり、被保険者証とは別に郵送されます。

前年度交付を受けている方で今年度も適用要件に該当する場合は、引き続き交付させていただきます。

#### ■平成23年度後期高齢者医療保険料について

平成23年7月に平成23年度後期高齢者医療保険料が決定されます。平成23年度後期高齢者医療保険料は平成22年中の年金や給与・農業・不動産といった収入に基づいて算定され、平成23年4月から翌年3月までの1年間分をそれぞれの納付方法に応じた納回数で除した金額で各期納めていただきます。

今年度の7月算定時に賦課対象とする被保険者の方は平成23年7月1日までに資格を取得されている方です。また以降の月において、資格を取得した被保険者の方へは、取得月の翌月に通知書などを送付します。

#### ■納付方法について

◆特別徴収の方

- 特別徴収(年金より直接天引き)の方には、7月中旬に保険料決定通知書及び納入通知書が送付され、10月以降(12月、翌年2月)に天引きされます。
- 翌年度4月以降の仮徴収額は、2月時の特別徴収額と同額になります。
- 既に仮徴収されている方は、本算定された年額から4・6・8月に納めていた金額を控除した差額が10・12、翌年2月の3回に分けて天引きされます。
- 昨年8・5割軽減や所得割2分の1軽減などに該当、あるいは年度途中で保険料の変更などがあつたことにより、特別徴収から普通徴収に納付方法が変更となつた方で、本年10月より再度特別徴収となられる方については、7・8・9月を普通徴収、10月以降特別徴収の方法による年6回で納めていただきます。

#### ◆普通徴収の方

普通徴収の方納入書などにより直接金融機関などで納める方あるいは口座振替を申請された方は、7月中旬に保険料決定通知書及び納入書が送付されます。

- 納期は年8回(7月から翌年2月まで毎月)となっております。
- 口座振替の方については納付書に記載された納期限に口座より引き落としされます。期日を確認のうえ納め忘れあるいは残高不足のないようご注意ください。
- 各納期限までに納付がない場合には、翌月20日頃に督促状がお手元に届きますので、ご了承ください。

#### ■保険料の軽減について

平成23年度の後期高齢者医療保険料

の軽減は、次のようになっていきます。

#### ◆均等割軽減

(均等割額3万8,710円)

軽減判定対象総所得金額等が次に該当する世帯の被保険者は、左記の均等割額が軽減されます。

軽減割合	判定方法	軽減額	均等割額
9割軽減	8.5割軽減に該当する場合に、その世帯の被保険者全員に年金収入以外の所得がなく、年金収入80万円以下	34,839円	3,871円
8.5割軽減	33万円以下	32,903円	5,807円
5割軽減	33万円 + {24.5万円 × 被保険者数(世帯主を除く)} 以下	19,355円	19,355円
2割軽減	33万円 + {35万円 × 被保険者数} 以下	7,742円	30,968円

※基礎控除額などは税制改正などで今後変わることがあります。  
※判定時は、世帯主及び被保険者の軽減判定の総所得金額等にて判定します。  
※公的年金を受給されている方は、判定時に15万円が控除されます。

#### ◆所得割軽減

賦課のもととなる金額が、58万円を超える被保険者については、所得割額が一律5割軽減されます。

#### ◆被用者保険の被扶養者に対する9割軽減

後期高齢者医療制度の資格取得前に被用者保険の被扶養者であつた場合には、所得割額は発生せず、均等割額は9割軽減されます。均等割軽減額は、3万4,839円となるため、保険料額は3,870円となります。

### 子育て情報コーナー

## どかちび

#### 今月の「ふれあい・子育てサロン」

親子一緒にのサロン

日時 7月4日(月)10時～12時

場所 いきいきプラザ都留2階

持ち物 各自必要なもの

費用 100円

#### 託児サロン

日時 7月11日(月)10時～14時

場所 いきいきプラザ都留2階

定員 15人

持ち物 お気に入りのおもちゃ、おやつ、飲み物、着替え、靴

費用 100円

申込・問合せ先 市社会福祉協議会 ☎(46) 5115

#### 図書館よみかせ ボランティア

「びびきの会」の読み聞かせ

日時 7月9日(土)14時

場所 情報未来館

内容 みんなが選んだ紙芝居や絵本を読みます。

#### こぐまクラブの「こぐまのちいさなおはなし会」

日時 7月15日(金)10時30分

場所 文化会館1F和室

内容 乳児から未就園児の親子を対象に読み聞かせや手遊びをします。

#### こぐまの会の「ワクワクおはなし会」

日時 7月23日(土)14時

場所 情報未来館

内容 楽しいお話や歌、手遊びをします。

#### 木とあそぼう! 『全国訪問おはなし隊』がやってくる

キャラバンカー見学と「こぐまクラブ」の読み聞かせをします。

日時 7月30日(土) 14時～15時45分

場所 文化会館駐車場 情報未来館

※参加者には記念品があります。(数に限りがあります)

問合せ先 市立図書館 ☎(43) 1324